

## あんしん借換資金 セーフティネット枠

融資対象となる方	<p>◆京都府内の中小企業者、組合であって、次の両方の要件を満たす方</p> <p>① セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項各号）の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方</p> <p>② この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある方 ※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>	
資金使途 融資期間等	<p style="text-align: center;">◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p style="text-align: center;">〈原則として均等月賦返済 必要に応じ2年以内の据置可〉 〈融資の期間が1年以内の場合は、一括返済可〉</p> <p style="text-align: center;">※保証協会の保証付き既往借入金（金融安定化特別保証付き等の既往借入金除く）の借換可</p>	
融 資 利 率	<p style="text-align: center;">◆借換：年1.8%（固定金利）</p> <p style="text-align: center;">新規：年1.2%（固定金利）</p>	
区 分	中 小 企 業 者 ・ 組 合	<p>小規模企業者 （従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下） 小規模組合（事業協同小組合などの組合）</p>
融資限度額	<p style="text-align: center;">有担保で2億円、 無担保で8,000万円</p>	<p style="text-align: center;">1,250万円</p> <p>保証協会の全ての保証付き融資残高（別枠）を含み1,250万円以内 ※一般保証とは別枠での利用が可能（ただし、保証協会の保証利用可能額（別枠）の範囲内）</p>
事 業 実 績	府内で6ヶ月以上同一事業を行っていること	府内で1年以上同一事業を行っていること
担 保 ・ 保 証 人	保証協会の保証が必要	
	法人代表者（組合の場合は代表理事）の連帯保証は必要	原則法人代表者（小規模組合の場合は代表理事）の連帯保証は不要
受 付 機 関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工組合中央金庫</p> <p style="font-size: 2em;">}</p>	
実 施 期 間	◆平成30年3月末まで	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## セーフティネット保証

### 1号 <倒産関係>

**国が指定する再生手続開始申立等事業者に対する売掛金等の回収が困難なため経営に支障が生じている方**

市町村長の認定要件	指定企業に対して申請時点において50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、若しくは申請時点において申請者の全取引規模のうち指定企業との取引規模が20%以上であること。
-----------	---